



2025 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 熊 谷 組
代 表 者 名 取締役社長 上 田 真
(コード:1861 東証プライム)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年 6 月 27 日開催予定の当社第 88 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、「建設を核とした事業活動を通して、社会に貢献する企業集団を目指す」という経営理念の実現のために、企業統治（コーポレート・ガバナンス）の実効性を高めていくことを、最も重要な課題の一つとして基本方針に位置づけています。
この基本方針の下、現行の機関設計（監査役会設置会社）において取締役会の実効性評価による改善課題をふまえながら実効性向上への取組みを継続的に進めてまいりました。
今般、その取組みの一環として、本年 2 月 13 日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を変更案第 33 条として新設し、同条の一部と内容が重複する現行定款第 7 条を削除するとともに、本年 2 月 13 日付「中間配当制度の導入に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、現状年 1 回の配当を年 2 回に増やし、株主の皆様への利益還元を機会を充実させるため、剰余金の配当の基準日について現行定款第 38 条を変更案第 34 条に変更し、中間配当の基準日を設けるものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。（本年 6 月開催予定の当社第 88 期定時株主総会に付議予定）

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025 年 6 月 27 日（金曜日）
定款変更の効力発生日	2025 年 6 月 27 日（金曜日）

以 上

＜本件に関するお問い合わせ先＞

株式会社 熊 谷 組

経 営 戦 略 本 部 広	報	部	03-3235-8155
経 営 戦 略 本 部 経	営	企 画 部	03-3235-2496
管 理 本 部 財	務	部	03-3235-8281

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 <条文省略>	第 1 条 <現行通り>
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 <現行通り>
1. ～ 2 1. <条文省略>	①～②① <現行通り>
第 3 条 <条文省略>	第 3 条 <現行通り>
(機 関)	(機 関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	① 取締役会
2. 監査役	② 監査等委員会
3. 監査役会	<削除>
4. 会計監査人	③ 会計監査人
第 5 条 <条文省略>	第 5 条 <現行通り>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条 <条文省略>	第 6 条 <現行通り>
(自己の株式の取得)	<削除>
第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	
第 8 条 <条文省略>	第 7 条 <現行通り>
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第 8 条 <現行通り>
1. ～ 4. <条文省略>	①～④ <現行通り>
第 10 条～第 12 条 <条文省略>	第 9 条～第 11 条 <現行通り>
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 13 条～第 18 条 <条文省略>	第 12 条～第 17 条 <現行通り>
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
(員 数)	(員 数)
第 19 条 当社の取締役は、12 名以内とする。	第 18 条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、12 名以内とする。
<新設>	2. 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

現 行 定 款	変 更 案
(選任方法) 第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。 2. ～ 3. <条文省略> (任 期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <新設> <新設> <新設> 第 22 条 <条文省略> (取締役会の招集通知) 第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 2 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。 <新設> 第 24 条～第 25 条 <条文省略> (役付取締役および代表取締役) 第 26 条 取締役会は、その決議によって代表取締役として取締役社長 1 名を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長 1 名、取締役副会長および取締役相談役各若干名を定めることができる。	(選任方法) 第 19 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2. ～ 3. <現行通り> (任 期) 第 20 条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4. <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 第 21 条 <現行通り> (取締役会の招集通知) 第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 2 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。 (<u>重要な業務執行の決定の委任</u>) 第 23 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 第 24 条～第 25 条 <現行通り> (役付取締役および代表取締役) 第 26 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役として取締役社長 1 名を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長 1 名、取締役副会長および取締役相談役各若干名を定めることができる。

現 行 定 款	変 更 案
3. 取締役会は、その決議によって第1項のほか、代表取締役若干名を選定することができる。 (報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 2. 前項の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。 (取締役の責任免除) 第28条 <条文省略> 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>第1項のほか、代表取締役若干名を選定することができる。 (報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。 2. 前項の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。 (取締役の責任免除) 第28条 <現行通り> 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
<u>第5章 監査役および監査役会</u>	<削除>
(員 数) <u>第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。</u>	<削除>
(選任方法) <u>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	<削除>
(任 期) <u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	<削除>
(監査役会の招集通知) <u>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。</u>	<削除>
(監査役会規則) <u>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会</u>	<削除>

現 行 定 款	変 更 案
<u>規則による。</u> <u>(常勤の監査役)</u> 第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 <u>(報 酬 等)</u> 第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 <u>(監査役の責任免除)</u> 第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 <u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	<削除> <削除> <削除>
<新設> <新設> <新設> <新設>	<u>第 5 章 監査等委員会</u> <u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第 29 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 2 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。 <u>(監査等委員会規則)</u> 第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。 <u>(常勤の監査等委員)</u> 第 31 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
第 6 章 計 算 第 37 条 <条文省略> <新設> (剰余金の配当の基準日) 第 38 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名	第 6 章 計 算 第 32 条 <現行通り> <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第 33 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 (剰余金の配当の基準日) 第 34 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月

現 行 定 款	変 更 案
<u>簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行なう。</u> ＜新設＞ ＜新設＞ 第 39 条 ＜条文省略＞ ＜新設＞ 以 上	<u>31 日とする。</u> 2. <u>当会社の間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u> 3. <u>前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u> 第 35 条 ＜現行通り＞ <u>附則</u> <u>当会社は、第 88 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 以 上